

指示第 22 号
平成 21 年 7 月 1 日

大阪拘置所長 徳 久 彰

死刑確定者等の再審請求に係る裁判記録等の所持について

死刑確定者等が再審請求する場合には、当該死刑確定者等が刑事訴訟法上の「有罪の言渡を受けた者」に該当する、再審請求権者であることから、その手続等において必要となる裁判記録等（訴訟関係書類その他の書類をいう。以下同じ。）所持は認める必要があることはもちろんであるが、他方、多量な裁判記録等が職員による巡回視察を妨げる結果を生じたり、これを相当程度高く積み上げれば同書類が落下するおそれもあり、これらの事由から、裁判記録等の室内所持をある程度制限することもやむを得ないと考えられるところである。

そこで、当分の間、当該死刑確定者等の居室で所持できる裁判記録等の取扱いについては、下記のとおりとすることとしたので、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本件については、未決拘禁者は対象ではないことを申し添えます。

記

1 死刑確定者等が所持できる量

86リットルとする（当所指定のプラスチック製コンテナ（縦44×横63.5×43.5センチメートル）に収納できる量）。

なお、本コンテナは再審請求をしている（又は同請求を予定している）死刑確定者等の居室に設置するものではなく、裁判記録等を多量に所持している者を対象とするものである。

2 保管私物との別異の収納等

(1) 上記1のコンテナには、裁判記録等以外の物は一切入れさせないこととし、就寝の際には、視察を妨げないように、すべて必ずコンテナ内に収納させるものとする。

なお、保管私物を収納するキャリーバックに空ききがある場合には、当該空きき部分に裁判記録等を収納することを認める。

(2) 裁判記録等の差入れが多数差し入れられたため、コンテナ内に収納できない状況が生じた場合には、居室内で所持する裁判記録等を当該死刑確定者等に選定させ、選定した以外の裁判記録等については領置することとする。

- (3) 上記(2)において領置となった裁判記録等につき死刑確定者等が仮出しの出願をした場合には、原則として定められた日においてこれを行い、仮出しした資料と既存の資料を合わせた結果、上記1の容量を超える量となった場合には、その超過分を領置するよう指導するものとする。

なお、死刑確定者等が宅下げをすることを出願した場合には、原則としてこれを許すものとする。

3 コンテナの置き場所等

- (1) コンテナの設置が必要と認められる場合は、所属区長は速やかにその旨を処遇首席に報告すること。
- (2) コンテナの置き場所については、居室の構造等の観点を踏まえ、処遇首席が別途指示する。